## 「飲酒運転根絶の日」実施要領

#### 1 目的

飲酒運転による交通事故を根絶するためには、広く県民に飲酒運転の悪質性・危険性等を訴え、「飲酒運転を絶対にしない・させない」規範意識の確立を図ることが必要である。

このため、飲酒運転の根絶に取り組む日を設け、県、警察、市町、関係機関・団体、県民等が一体となって、意識の醸成を図る取組を展開し、飲酒運転の根絶に取り組む。

# 2 実施日

毎月 20 日

#### 3 主催

広島県交通対策協議会

#### 4 名称

「飲酒運転根絶の日」とする。

### 5 実施事項

機関別	実 施 事 項
県 市区町	・広報紙、広報車、ホームページ等を活用した広報啓発活動 ・交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動 ・飲酒運転根絶宣言店の登録促進、ハンドルキーパー運動の推進
歡察	・白バイ・パトカー等による飲酒取締りの強化 ・酒類提供者・車両提供者・車両同乗者に対する罰則の周知 ・飲酒運転根絶モデルビルの登録促進
県・市町教育委 員会	・朝礼等の場を活用した広報啓発活動 ・人命を奪う重大犯罪であることの周知
交通安全関係 団体	・所属会員等への広報啓発活動 ・各種イベント等の機会を捉えた広報啓発活動
家庭・地域	・飲酒運転の危険・悪質性、社会的責任等についての話し合い ・ハンドルキーパー運動の実践や飲酒場所への車両運転を控えること の意識付け
事業者	・朝礼、広報誌等を活用した飲酒運転を許さない職場環境づくりの推進 ・アルコールに関する正しい知識や飲酒運転の危険・悪質性等の理解 を深める交通安全教育の推進
酒類提供 飲食店	・ハンドルキーパー運動の推進 ・飲酒した客へのタクシーや自動車運転代行等の利用促進
運転者·同乗者	・ハンドルキーパー運動の実践 ・運転者のみならず同乗者も厳しい処分を受けることの理解

#### 附則

(施行期日)

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から実施する。